

I 景観計画策定の目的と位置づけ

1 景観計画策定の背景と目的

(1) 伊勢原市には素晴らしい景観があります。

伊勢原市は、大山の眺望や緑豊かな里地里山と田園風景の広がり、また先人たちにより積み重ねられてきた多くの歴史と文化のもとに成り立っています。

都市生活においても、その利便や活力を享受しながら、身近な自然との共生を感じることができる、魅力あるまちが形成され、それらを資源とした良好な景観を有しています。

(2) 全国的にまちの魅力づくりが進められています。

これまでのまちづくりは、経済性、効率性及び機能性が重視され、必ずしも都市景観に対する配慮が高かったとは言えない面があります。

しかしながら、近年における魅力ある個性的なまち並みや景観に対する市民の関心の高まりに伴い、国は、平成 16 年に景観に関する総合的な法律として「景観法」を制定しました。

景観法の制定に伴い、これまで以上に全国各地の地方公共団体による積極的な景観に関する取り組みが進められています。

本市では、平成 21 年 5 月 1 日に、景観法に基づく景観行政団体となり、景観行政を担う主体として景観計画を定めることができることとなりました。

(3) 伊勢原らしい景観の形成を実現するため景観まちづくりを推進します。

これからのまちづくりでは、本市のまちの魅力をさらに高め、ゆとりと潤いのある生活環境を形成していくことが重要です。そのためには、伊勢原らしさの基調となる景観資源を生かしていくことにより、伊勢原のまちに対する市民の誇りと愛着を醸成し、魅力と活力のあるまちづくりを実現する「景観まちづくり」を推進していくことが求められます。

また、「景観まちづくり」に関わる全ての主体がその目標を共有し、一緒になって取り組んでいく必要があります。

市では、景観法に基づく「伊勢原市景観計画」を策定し、将来の望ましい景観像を描くとともに、市民の参加と協働による「景観まちづくり」を推進し、実現するために必要な景観形成に関する基本的な方向性を明らかにします。

景観計画とは

景観法第 2 条の基本理念で、良好な景観とは、次のように定められています。

- ①美しく風格のある国土・潤いのある豊かな生活環境に不可欠なものである。
- ②地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。
- ③地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、多様な形成が図られなければならない。
- ④地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- ⑤現にある良好な景観の保存だけでなく、新に良好な景観を創出することを含む。

伊勢原市景観計画は、この基本理念に則り、良好な景観形成を目指します。

2 景観計画の位置づけ

伊勢原市景観計画は、景観法に基づき策定するものです。

策定に当たっては、伊勢原市総合計画に即するものとします。

また、伊勢原市都市マスタープランに適合するとともに、伊勢原市緑の基本計画及び伊勢原市環境基本計画との調和を保ちながら、その他の関連する計画等との整合性を図り、連携して推進できるものとして策定します。

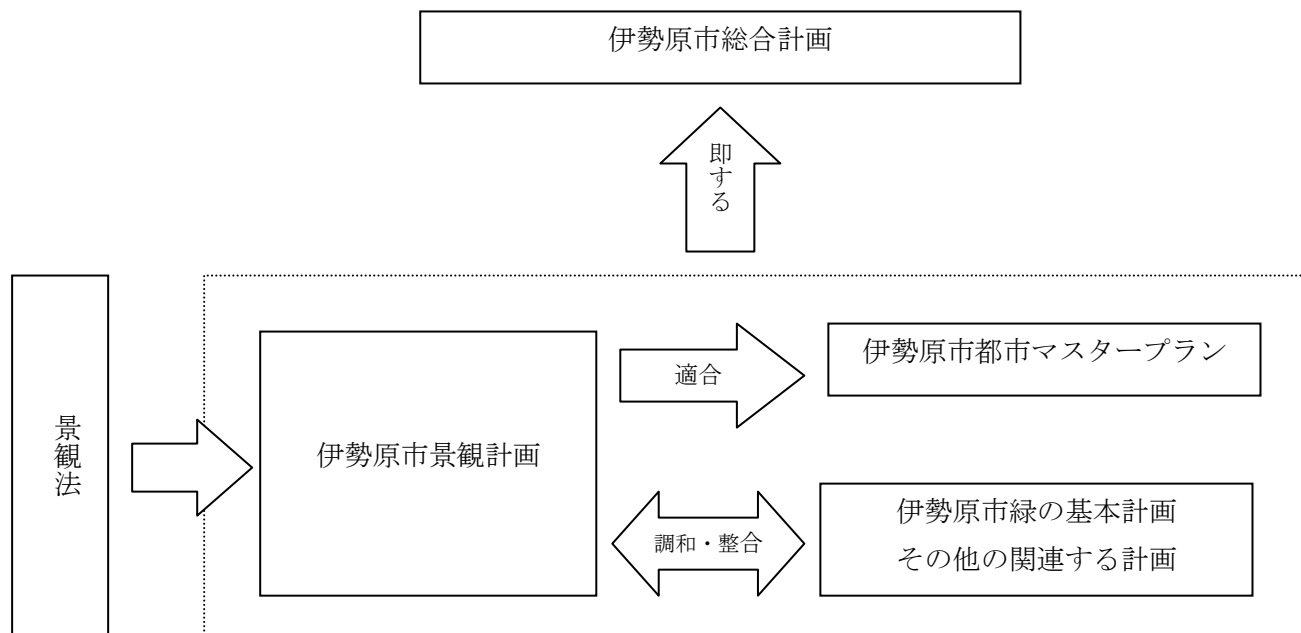


図 1-1 景観計画の位置づけ

3 景観計画の期間と見直し

本計画は、20年後のまちの姿を見通した中で、今後、おおむね10年間（2023年まで）を通じ、景観まちづくりの目指すべき方向や取り組むべき内容を定めます。

また、社会状況の変化や土地利用の推移、市民ニーズ等の変化を踏まえ、おおむね5年ごとに本計画の成果等を検証し、関連する計画等との調和などを図るため、必要となる見直しを行うこととします。